Baycom タブレットおまかせパック利用規約

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「当社」という）は、当社が別に定める Baycom TV サービス契約約款（以下「TV 約款」という）、Baycom ケーブルインターネット契約約款（以下「NET 約款」という）並びにこのタブレットおまかせパック利用規約（以下「本規約」という）に基づき、当社が指定するサービスのオプションサービスとしてタブレットおまかせパック（以下「本サービス」という）を提供します。

第 1 条（規約の適用）
本規約は、本サービスを利用する契約者（以下「契約者」という）に対して適用されるものとし、契約者は本規約を順守するものとします。
2. 本規約の規定に定めなき事項は、TV 約款及び NET 約款（以下「両約款」という）の規定が適用されるものとします。
3. 本規約の規定されている事項と、両約款に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先するものとします。

第 2 条（サービス提供の条件）
本サービスは、次の各号の全てのサービスを利用する者に限り提供します。
（1）TV 約款に規定するテレビサービス（Baycom TV プラス、Baycom TV に限る）
（2）NET 約款に規定するインターネット接続サービス（Baycom NET160/120/30、Baycom ZAQ160/120/30 に限る）
（3）TV 約款に規定する楽録りサービス（ブルーレイ楽録り（1TB）/ブルーレイ楽録り（500GB）/楽録り（500GB）に限る）
（4）本サービスにおいて当社が貸与するタブレット（以下「本機器」という）レンタルサービス
2. 契約者は、本サービス開始から 3 年間（36 ヶ月）、同一契約名義、同一回線にて前項各号に規定するサービスを変更、一時停止、又は契約解除せず継続して利用するものとします。
3.月額利用料や諸費用を当社取扱いのクレジットカードで支払うものとします。
4.本サービスは 1 加入世帯ごとに本機器 1 台の契約とします。
5. 契約者は第三者に再利用許諾、本機器の譲渡又は本サービスの契約上の地位を承継することはできません。

第 3 条（契約期間と月額利用料）
本サービスの契約期間は、契約者が本機器を受領した日（以下「受領日」という）から 3 年後（36 ヶ月後）の月末（以下「契約期間満了月」）までとし、契約者は当社が別に定める料金表（以下「料金表」という）により、受領日の翌月から契約期間満了月までの月額利用料を毎月当社に支払うものとします。
2. 契約者は、料金表に定める初期費用を受領日以降の当社が指定する月に支払うものとします。
3. 当社は、受領日から契約期間満了までの間、契約者へ本機器を貸与します。
4. 本サービス契約期間満了後は、本機器を除く当社サービスの月額利用料を支払うものとし、本機器

は契約者へ無償譲渡されます。
5. 本項各号の規定において、受領日が 26 日から当月末日の場合、翌月として取り扱うものとします。

第 4 条（本機器の設定）
当社は契約者が希望した場合、本機器の初期設定並びに本機器でのインターネットへの接続及びテレビを視聴する目的で、本機器と契約者指定の無線ルータ又は当社の貸与する無線 LAN 内蔵モデム（以下「無線親機」という）との無線 LAN 接続での設定作業を本サービス利用開始日に実施するものとします。
2. 契約者は、本機器に付帯する利用規約及び本機器に付帯するサービスの利用規約に同意したものとみなします。
3. 無線 LAN 接続時に、無線親機との距離、壁などの遮蔽物、周囲の電波環境及び当社の責に帰さない事由による接続不良に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 前項の接続不良の際は、契約者が希望した場合に限り、当社は接続不良を改善するための作業を、契約者の費用負担で実施するものとします。
5. 当社は、本機器の初期設定を日本語でのみ実施するものとします。

第 5 条（利用に係る契約者の義務）
契約者は、本機器の取扱いにおいては充分に注意して管理し、故障時には速やかに当社に連絡するものとします。
2. 契約者は、契約期間内において本機器の故障修理を行う場合、必ず当社に連絡するものとします。
（1）本機器を当社以外で修理又は交換した場合、契約者は料金表に定める機器に対する弁済金（以下「弁済金」という）を当社に支払うものとします
（2）前号の場合、以降の故障受付を当社は行わないものとします
（3）本機器の修理及び交換に際して、本機器内に記録されたデータ（以下「記録データ」という）は全て消去します
（4）付属のケーブル及びアダプタについては、契約者において修理又は交換を行うものとし、その費用は契約者が負担するものとします
3. 契約者が本機器を毀損又は滅失した場合には、理由の如何に係らず、弁済金を当社に支払うものとします。
4. 契約期間内に契約者が本機器の分解・改造を行った場合、契約者は当社に弁済金又はその修理、補償に要する費用を支払うものとします。
5. 記録データの保存は、契約者の責任と負担にて行うものとします。

第 6 条（免責）
当社は、本機器に関して契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、記録データが消失、毀損及び漏洩した場合、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、記録データの回復については、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、本機器に接続するその他の機器の故障については、一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、本サービス契約期間満了後の本機器については、一切の責任を負わないものとします。

第 7 条（本サービスの停止及び解除）
当社は、契約者が次の各号にいずれかに該当すると判断した場合、契約者への通知、催告なしに契約者への本サービスの提供を停止し、又は契約の解除を行うことができます。当社は損害賠償請求できるものとし、契約者はこれを支払う義務を負うものとします。
（1）本サービスに関連して使用される当社ならびに第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれがあると認められる行為
（2）本規約に反する行為
（3）放送法及び電気通信事業法ならびに関係法令に反する行為
（4）その他当社が合法的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為
（5）本機器の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為

第 8 条（違約金）
契約者は次の各号の場合、料金表に定める違約金を当社に支払うものとします。
（1）契約期間の途中で本サービスを解約される場合
（2）契約期間の途中で前条に規定する停止及び解除が生じた場合
（3）契約期間の途中で第 2 条第 1 項各号に規定するサービスを変更又は解約した場合
（4）契約期間の途中で契約者が支払い方法をクレジットカード以外の支払い方法に変更した場合

第 9 条（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本サービスにより生じる一切の紛争等については当社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 10 条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社、契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 11 条（本規約の改正）
本規約は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。
2. 前項の場合、本サービス提供条件は変更後の規約によるものとします。